（前のページより続き）

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令（**同**二三）　三九五

○オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令（**文部科学・厚生労働**一）

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**三六）

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**一七）

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令第四条第二項の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**九）　四一八

〔告　示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**内閣府**一一）　四一九

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**一二）

○租税特別措置法施行令第五条の十一第二項及び第二十八条の四第二項の規定に基づき内閣総理大臣が指定する減価償却資産の一部を改正する件（**同**一三）

○地方税法施行規則附則第六条第四十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（**同**一四）

○電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示（**同**一五）

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁**二四）　四二一

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**同**二五）　四二六

○所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定に基づき、所得税法第七十六条第七項第一号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として、金融庁長官が財務大臣と協議して定めるものを定める件（**同**二六）

○特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件の一部を改正する件（**同**三七）　四二八

○企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を指定する件及び企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付機関及び格付を指定する件を廃止する件（**同**三八）　四二九

○投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件（**同**三九）

○金融商品取引施行令第一条の七の三第六号及び証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十三条第三号に規定する認可金融商品取引業協会を指定する件（**同**四〇）

○金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（**同**四一）

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**二）　四三〇

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**三）

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**六）　四三二

○租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準を廃止する件（**同**七）　四三四

○地方税法施行規則附則第六条第百三項から第百五項までに規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件の一部を改正する件（**総務**一一三）

○租税特別措置法第十一条の四第一項及び第四十四条の四第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件を廃止する件（**同**一一四）

○租税特別措置法施行令第五条の十四第三項に規定する総務大臣の行う認定に関する手続を定めた件及び租税特別措置法施行令第二十八条の九第五項及び第三十九条の五十二第五項に規定する総務大臣の行う認定に関する手続を定めた件を廃止する件（**同**一一五）

○地方税法施行規則附則第六条第九十四項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件の一部を改正する件（**同**一一六）　四三四

○租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件（**総務・財務**一）　四三五

○所得税法第九条第一項第十四号に規定する全品を指定する件（**財務**一〇二）

○地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇三）

○所得税法第百八十九条第一項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**同**一〇四）

○租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇五）

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇六）　四三六

○租税特別措置法第十一条の六第一項及び第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件を廃止する件（**同**一〇七）